

基本仕様書

1 委託業務名

令和7年度（2025年度）地産地消フェア開催事業業務委託

2 趣旨・目的

熊本市が農水産物の一大産地であることを市民に対してアピールするとともに、市民が農水産物や花きに触れ親しむ機会を創出することを目的として、市民と生産者が直接交流できる場としての対面式の販売フェアを開催することにより、農水産物や花きの地産地消を促進する。また、会場内等に花の装飾を施すことで花きの魅力を伝える。

3 フェア概要 ※詳細は、「8 業務委託内容」を参照のこと。

主 催：熊本市

場 所：びぶれす広場（〒860-8536 熊本市中央区上通町2番）

※開催場所については自由提案も可

日 時：令和7年（2025年）11月、12月、令和8年（2026年）1月、2月のうち、2日間のフェアを2回実施する。（計4日間）

※開催日時は、契約後、市と協議の上決定する

時 間：午前10時 ～ 午後4時

内 容：花き・農水産物・加工品等の販売会

4 契約期間（予定）

契約締結日から令和8年（2026年）3月19日（木）まで

5 提案上限額

3,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）

※上記提示額は、提案に当たっての目安（上限）となる額であり、契約額は別途設定する予定価格の範囲内で決定することとなるため、提示した額とは必ずしも一致しない。

6 履行場所

熊本市ほか

7 業者選定

本事業の受託候補者は、公募型プロポーザル方式により選定する。

8 業務委託内容

(1) フェア開催に関する業務

ア 出展者の募集・事前準備

- (ア) 出展者を広く募集し、出展の調整を行うこと（出展者から出展料は徴収しない）
- (イ) 出展者募集エリアは、熊本連携中枢都市圏（※）を中心とした近隣市町村とする

（※）熊本連携中枢都市圏については、以下の URL を参考とすること。

<https://www.city.kumamoto.jp/kiji00312353/index.html>

- (ウ) 必要備品の調査をおこなうこと（出展内容や必要備品を把握すること）
- (エ) (ウ)の必要備品について、個別に必要とする備品がある場合、レンタル等の手配を行い設置・撤去を行うこと（レンタル費については出展者の自己負担として可）
- (オ) イベントの開催前に全ての出展者に対してイベントの実施・運営方法に係る説明会をおこなうこと
- (カ) イベント保険に加入すること
- (キ) その他事前準備に必要なこと全て

イ フェア開催期間中の会場内の管理運営、設営及び撤去業務

- (ア) 開催会場における出展ブースの配置レイアウトについて提案すること
- (イ) 会場において出展者ごとにブースを設けること
- (ウ) 1日当たり20売台程度を想定
- (エ) 売台、机、いす、バックパネル等の必要に応じた備品の手配（びぶれす広場に開催の場合は、びぶれす広場にある備品使用可。）
- (オ) 運営にかかる必要人員の手配（販売スタッフを除く）
- (カ) メイン看板、ブース看板の作成、設置・撤去
- (キ) 会場内仮設電気工事（必要であれば追加工事を行うこと）

※売台、机、バックパネル等は必要に応じてキャスターを装着し可動式であること

※会場設営に係る資材は本委託料の中から負担し準備を行うこと

ウ 開催場所

候補はびふれす広場とする。

ただし、他に集客が見込まれる会場案があれば提案可とする。

エ 県産花きの装飾

(ア) 自由提案

- (イ) 地産地消フェアのいずれか1回以上は、会場内に県産花きを使用し装飾を施すこと。なお、追加で会場以外の場所での花装飾も可とする。

オ 広報

自由提案

カ アンケート及び来場者数調査

地産地消フェアに関する感想や熊本市産の農水産物に関する市民の意見、要望等を調査し、その結果を報告すること。また、出店者に対してもアンケートを実施し、その結果を報告すること。

- (ア) 本市と協議の上、地産地消フェアの感想及び市産農水産物に関する意見・要望等を中心に5～6問程度の設問をする。
- (イ) 地産地消フェア来場者数の計測（通行量調査方式：2箇所指定の場所）

キ 事業実績報告書の提出

(ア) 報告内容

- ・当日の来場者数
- ・アンケート調査結果・分析
- ・地産地消フェアの売上
- ・その他委託業務の実施内容に関するもの
- ・原則として様式は任意とする。なお、冊子ではなくファイル綴じでも可

(イ) 報告書の提出方法

紙ベースで3部及び電子データ（PDF 及び Microsoft Office Word 又は Excel、PowerPoint）

(ウ) 提出期限

令和8年（2026年）3月19日（木）までに熊本市農水ブランド戦略室へ提出すること

ク 苦情等の処理及び報告の義務

委託業務における事故・トラブル等については、受託者が責任を持って対応すること。また、事故・トラブル等が発生した場合は、速やかに市に報告すること。

9 著作権にかかる留意事項

- (1) 本業務において、第三者（本市及び受託業者以外の者）が所有する素材を用いる場合には、著作権処理等を行うこと。
- (2) 本業務により作成した成果品及び委託業務実施にあたり新たに制作、撮影したもの等に関する全ての著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、本市に帰属するものとし、本業務以外の業務にて、本業務により作成した成果品及び委託業務実施に当たり新たに制作、撮影したもの等を使用する場合がある。

10 個人情報取り扱い特記事項

- (1) 個人情報の取扱については、個人情報の保護に関する法律を遵守しなければならない。
- (2) 受託者は、事業上知り得た情報を事業終了後利用してはならない。

11 その他

- (1) 企画運営については、本市と受託者との共同作業で内容を具体化していくこと
- (2) 従事スタッフを明確にし、的確な人数を確保し、情勢に応じた対応を行うこと
- (3) フェア当日は市と連携して業務にあたること
- (4) 地産地消フェアにかかる経費については全て本委託費の中から支払うこと
- (5) フェアの出展者の選考については本市と協議のうえ決定すること
- (6) 自然災害や感染症等のやむを得ない事由により中止となる場合がある
- (7) その他、本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、本市及び受託者が協議して定めるものとする
- (8) 「2 趣旨・目的」を踏まえ、地産地消の促進、農水産物等の消費拡大につながる内容を提案すること
- (9) 「SDGsの理念」を踏まえた内容を提案すること